

公益社団法人日本チアリーディング協会
情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本チアリーディング協会（以下「本会」という。）定款第52条の規定に基づき、本会の活動状況、運営内容及び財務資料等を公開する（以下、「情報公開」という。）ために必要な事項を定めることを目的とする。

(法人の責務)

第2条 本会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、第4条に規定する資料につき一般の閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう配慮しなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第4条に規定する資料を閲覧した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 情報公開の方法は、対象資料に応じ、公告、公表、資料の事務所備え置き並びにインターネットによるものとする。

(公告)

第5条 本会は、法令並びに定款第41条の規定に基づき、貸借対照表について公告するものとする。

2 前項の公告の方法は、定款第49条の規定に基づくものとする。

(公表)

第6条 本会は、法令の規定に従い、役員等の報酬基準について、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表の方法は、「役員報酬並びに費用に関する規程」を第7条に定める事務所備え置きによるものとする。

(資料の事務所備え置き)

第 7 条 本会は、法令の規定に従い、情報公開の対象資料（以下「公開対象資料」という。）を事務所に備え置きし、正当な理由を有する者に対し閲覧させるものとする。

（公開対象資料）

第 8 条 本会において公開対象資料は、定款第 5 1 条に定める次の各号とする。

- （1）定款
- （2）会員名簿
- （3）役員の名簿
- （4）認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- （5）理事会及び総会の議事に関する書類
- （6）財産目録
- （7）役員の報酬規程
- （8）事業計画書及び収支予算書
- （9）事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- （10）前項の監査報告書
- （11）その他法令で定める帳簿及び書類

2 公開対象資料は、一般に閲覧に供するものとする。この場合においては、正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことができない。

2 第 1 項第 2 号及び第 3 号について、本会の会員以外から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所・連絡先等保護されるべき個人情報に係わる記載又は記録の部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。

4 公開対象資料は、本会が定める場所に常時備え置くものとする。

（閲覧場所・閲覧時期）

第 9 条 公開対象資料の閲覧場所は、本会の事務局とする。

2 閲覧の日は、本会の業務日とし、閲覧時間は本会の業務時間内とする。

（閲覧等の事務）

第 10 条 閲覧希望者から公開資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- （1）閲覧申請書（様式 1）に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- （2）閲覧申請書を受理したときは、閲覧受付簿（様式 2）に必要事項を記載し、閲覧に供する。

2 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、事務局長があらかじめ指名した者が説明するものとする。

4 前項の説明に当たっては、本会の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

(費用負担)

第11条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。

(電磁的記録)

第12条 公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求については、法令の定めるところによる。

(管理)

第13条 本会の情報公開に関する事務は、本会の事務局が管理する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第15条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規程は、原則として、平成24年以後において作成した公開資料について適用する。

様式1

情報公開資料
閲覧申込書

公益社団法人日本チアリーディング協会
会長殿

申込年月日	平成 年 月 日
申込者	
申込者住所	〒 ー
電話番号	

私（申込者）は、下記閲覧目的に従って閲覧対象資料から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧の目的

閲覧対象資料（該当する者を○で囲んで下さい。）

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員報酬並びに費用に関する規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

